

## 無許可広告物是正のこれまでの取組み状況について

### 〔平成 22・23 年度の実態調査結果〕

平成 22・23 年度に福岡市内における屋外広告物の実態調査を行ったところ、表示面が 10 ㎡以上（※）の屋外広告物のうち、約 65%（約 8,000 件）が福岡市屋外広告物条例の許可を受けなければならない規定に違反する屋外広告物であった。（※自家用広告物で 10 ㎡以内は許可不要としている）

### 〔是正に向けた取組み〕

平成 24・25 年度に試行的に無許可広告物の是正指導を実施し、平成 26 年度からは全市一斉に取り組んでおり、職員（嘱託員含む）にて現場調査、違反者への注意・指導文書の発送、許可申請提出の指導等を行っている。

#### ○是正手順

- ①現場確認の上、連絡先調査等により相手方を特定する。
- ②注意文書発送又は直接訪問（屋外広告物のでびき、広報チラシを同封）
- ③指導文書発送（1 回目）：注意文書送付 1 ヶ月経過後、指導文書を普通郵便で送付する。
- ④送付後、適宜電話による申請指導を行う。
- ⑤指導文書発送（2 回目）：1 回目送付 6 カ月経過後、再度指導文書を特定記録郵便で送付する。
- ⑥送付後、適宜電話による申請指導を行う。
- ⑦その後の指導に従わない場合、罰則適用を検討する。

#### ○是正対象者

原則として最終的な責任を有すると認められる「広告主」。なお、広告主からの聞き取りなどにより「屋外広告業者等」が表示又は設置、維持管理、除却等の業務を請け負い、最終的な責任を有すると認められたときは、当該「屋外広告業者等」。

### 〔是正実績〕

### 無許可広告物是正状況

〈平成28年3月末現在〉

区	調査件数	無許可件数	是正件数				累計
			H24	H25	H26	H27	
東	2,267	1,587	-	-	168	191	359
博多	3,655	2,321	-	-	376	269	645
中央	1,852	1,014	85	72	26	24	207
南	1,202	831	-	114	102	77	293
城南	515	357	-	63	31	27	121
早良	1,127	665	-	-	90	65	155
西	1,536	1,023	78	189	134	20	421
計	12,154	7,798	163	438	927	673	2,201